議案第５４号

羽生市夜間照明施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

第１条　羽生市夜間照明施設の使用に関する条例（昭和６２年条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（趣旨）
第１条　この条例は、次の表に掲げる夜間照明施設（以下「照明施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>上新郷地区照明施設</td><td>羽生市大字上新郷５６４２番地</td></tr><tr><td>下新郷地区照明施設</td><td>羽生市大字下新郷１０９９番地</td></tr><tr><td>岩瀬地区照明施設</td><td>羽生市大字上岩瀬２３６１番地</td></tr><tr><td>川俣地区照明施設</td><td>羽生市大字本川俣６２９番地</td></tr><tr><td>井泉地区照明施設</td><td>羽生市大字藤井上組２７５番地</td></tr><tr><td>三田ケ谷地区照明施設</td><td>羽生市大字弥勒６３４番地</td></tr></table></td><td>（趣旨）
第１条　この条例は、次に掲げる夜間照明施設（以下「照明施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。
（１）　上新郷地区照明施設　羽生市大字上新郷５６４２番地
（２）　下新郷地区照明施設　羽生市大字下新郷１０９９番地
（３）　須影地区照明施設　羽生市大字須影７１３番地
（４）　岩瀬地区照明施設　羽生市大字上岩瀬２３６１番地
（５）　川俣地区照明施設　羽生市大字本川俣６２９番地
（６）　井泉地区照明施設　羽生市大字藤井上組２７５番地
（７）　手子林地区照明施設　羽生市大字下手子林８０５番地
（８）　三田ケ谷地区照明施設　羽生市大字弥勒６３４番地
（９）　村君地区照明施設　羽生市</td></tr>
</table>

	大字堤１０７番地

第２条　羽生市夜間照明施設の使用に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（趣旨）
第１条　この条例は、次の表に掲げる夜間照明施設（以下「照明施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>岩瀬地区照明施設</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>三田ケ谷地区照明施設</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>（趣旨）
第１条　この条例は、次の表に掲げる夜間照明施設（以下「照明施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>上新郷地区照明施設</td><td>羽生市大字上新郷５６４２番地</td></tr>
<tr><td>下新郷地区照明施設</td><td>羽生市大字下新郷１０９９番地</td></tr>
<tr><td>岩瀬地区照明施設</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>川俣地区照明施設</td><td>羽生市大字本川俣６２９番地</td></tr>
<tr><td>井泉地区照明施設</td><td>羽生市大字藤井上組２７５番地</td></tr>
<tr><td>三田ケ谷地区照明施設</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例中第１条の規定は令和７年１０月１日から、第２条の規定は公布の日から起算して１年６か月を超えない範囲内において規則で

定める日から施行する。

令和７年８月２６日提出

埼玉県羽生市長　河　田　晃　明